

○職務に専念する義務の特例に関する条例

昭和二十六年三月二十七日

福島県条例第十一号

改正 昭和二十九年四月一日条例第三三号

職務に専念する義務の特例に関する条例を県議会の議決を経て次のように定める。

職務に専念する義務の特例に関する条例

(この条例の目的)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十五条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し、規定することを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第二条 職員は、左の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- 一 研修を受ける場合
- 二 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- 三 削除
- 四 特別の事由があつて公務に支障がない場合
- 五 その他人事委員会が定める場合

(昭二九条例三三・一部改正)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和二十六年二月十三日から適用する。
- 2 この条例適用の日において主たる構成員が職員である労働組合の業務にもつぱら従事するため職員の職務に専念する義務を免除する特例は、地方公務員法附則第十六項の規定により、その労働組合が解散するまでは、なお、効力を有するものとする。
- 3 この条例中「人事委員会」とあるのは、人事委員会が設置されるまでの間は「任命権者」と読み替えるものとする。